

オープンイノベーション理解促進・共創機会創出事業委託業務仕様書

1 委託業務名

オープンイノベーション理解促進・共創機会創出事業委託業務（以下、「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 背景及び目的

社会環境の変化に伴う県民ニーズの変容や地域課題の複雑化・多様化が進んでいる。行政主体によるサービスの維持が困難になりつつある中、官民共創による課題解決の重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、愛媛県では、令和8年5月に官民共創拠点「E:N BASE（エンベース）」（以下「本拠点」という。）を開設することとしている。

本拠点は、多様な主体が課題設定や企画段階から相互に関わり合い、対話を重ねながら社会課題の解決や新たな価値創出を目指す場として、共創の契機創出、実践機会の提供、プロジェクト創出の支援を行い、本県の地域活性化につなげることを目的とする。

本業務は、県内企業等を対象に、オープンイノベーションへの理解促進及び機運醸成等を図るとともに、県内外のその他の企業等との継続的な交流による共創機会を提供することを目的とする。このため、県内企業等のニーズや経営課題等を踏まえたテーマ別イベントを定期的を開催する。

4 対象者

本拠点会員、オープンイノベーションに関心のある企業等

<想定>

- (1) 県内外のその他の企業やスタートアップ等とのオープンイノベーションに関心のある県内企業等の関係者
- (2) オープンイノベーションを活用した事業成長を目指すスタートアップ・起業家
- (3) オープンイノベーションの取組等に関心のある金融機関・支援機関等の関係者
- (4) 県内企業等の取組等に関心のある学生
- (5) オープンイノベーションによる地域課題の解決に関心のある行政関係者

5 業務内容

受託者は、対象者のオープンイノベーションに必要な知見・ノウハウの習得や、企業等間の交流を促進し、県内のオープンイノベーションの裾野拡大を図るためのイベントを企画・運営すること。

業務内容については、以下の(1)～(6)のとおり。

(1) イベント内容

原則、以下の①～⑤の内容を踏まえ、各回異なるテーマや内容、登壇者等を設定することにより、継続的に参加することで学習や交流の効果が発揮されるイベントとなるよう留意すること。なお、イベント後には必ず交流会を実施し、参加者同士のネットワーク構築につながる構成とすること。

- ① オープンイノベーションに関する専門知識や、社会情勢、地域事情等を踏まえた共創の有用性・必要性について理解を深めるセミナー
- ② オープンイノベーションに取り組む県外の企業、スタートアップ等をゲストに招き、先進事例のナレッジを提供するセミナー
- ③ 他者との共創プロセスを体験することで、オープンイノベーション手法を習得するワークショップ
- ④ オープンイノベーションに関心のある県内外企業、スタートアップ、金融機関、支援機関、大学等の情報交換や、共創に向けた事業者間のネットワーク拡大に向けたマッチングの機会を提供する交流会
- ⑤ その他、本業務の目的を達成するため、県内企業やスタートアップのオープンイノベーション支援を積極的に推進する県内の金融機関や商工会・商工会議所等の支援機関等と連携したコンテンツを取り入れたイベント

(2) 実施回数

本業務期間中に計 10 回以上開催すること。なお、開催頻度については、毎月 1 回程度定期的に開催することを想定しているが、本業務の実施に効果があると考えられる場合は、この限りでない。

(3) 実施場所及び方法

本拠点内での対面実施とすること。なお、参加者の利便性や支援の効率、社会情勢等を考慮し、本拠点に設置する先進 ICT 機器を最大限活用しながらオンラインでの同時開催を積極的に検討すること。

(4) 参加企業の募集

- ① 県内企業等と、県内外のその他の企業やスタートアップ等との共創を促進するため、イベントの実施方法や目的に応じて、オープンイノベーションに関心の県内企業等を中心に、適切な人数を集客すること。なお、原則各回 20 名以上の参加者を想定している。
- ② 募集に際しては、県内の金融機関や商工会・商工会議所等の支援機関等と連携し、テーマに応じて、業種・業態・規模に関わらず幅広く企業を募集すること。なお、受託者のネットワーク等を活用し、県外企業やスタートアップ企業等の募集に努めること。

- ③ 参加企業の応募要件は、事前に県と協議の上決定すること。
- ④ 参加企業の募集期間は、3週間程度設けることとし、より多くの応募があるよう、効果的な告知・募集等に努めること。
- ⑤ 応募者が募集定員を超える場合は、県と協議の上、適切なプロセスを経て参加企業を決定すること。

(5) 情報発信

- ① 本業務における情報発信（イベント告知・募集等）は、原則、本拠点ホームページ及び、今後開設予定の本拠点会員向けの SNS により実施することとし、本業務独自のホームページ等を制作する必要はない。ただし、本拠点ホームページ等に掲載するための画像、文章、フォーム等は本業務受託者で作成すること。なお、利用する申込フォームについては、県と協議の上決定すること。
- ② 本拠点ホームページへの掲載に係る作業は県又は本拠点運営事業者で実施する。
- ③ 本拠点会員向けの SNS への掲載に係る作業は県又は本拠点運営事業者で実施する。

(6) 効果測定

- ① イベント実施後には毎回、参加者に対してアンケートを実施し、業務の効果を把握し適宜改善に努めること。なお、アンケート結果については、県に共有するとともに、意見や課題の分析を行った上で、次回以降のイベントの企画・運営に反映すること。
- ② アンケートの内容については、参加者の満足度や理解度、共創意向等も含め、県と協議の上、決定すること。

(7) 独自提案事項【任意】

(1)から(6)までの業務と連動し、県内における共創の機運醸成に効果があると考えられる独自の取組がある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(6)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

6 本業務の目標

- (1) 実施するイベント全体において、延べ 200 名以上の参加を目指すこと。
 - (2) 実施する各イベントにおいて、参加者の満足度 80%以上を目指すこと。
- なお、測定手段はアンケートを活用すること。

7 スケジュール（想定）

令和8年4月上旬	委託契約締結
4月上旬～5月中旬	イベント企画・調整等
5月26日	本拠点オープン・運営開始
6月中旬～	イベント開始（月1回程度を想定）

8 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務における責任者及び県との連絡窓口となる担当者を配置し、本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 責任者、担当者及び人員体制について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と受託者で協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。
- (3) 再委託の範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

12 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と受託者で協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託期間終了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

13 業務実施にあたっての留意点

- (1) 本業務実施中は、事業進捗状況を月1回以上県に報告するとともに、全体のスケジュール管理や実績管理、成果・改善等についても、月1回以上実施する打合せにより県と協議・調整を行うこと。また、県の要望に応じて本業務にかかる情報を提供すること。なお、本業務の目的達成に資する業務内容があれば提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) イベントの開催にあたって、受託者は講師、協力企業など必要な関係者との調整を行うこと。

14 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、実施内容や実施時期等、県と受託者で十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。
- (5) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議の上決定すること。

- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲において仕様の変更に応じること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により愛媛県（以下「甲」という。）に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録

された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。